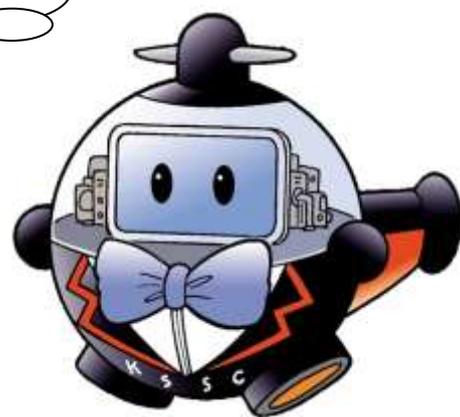


平成30年度 地域産業活性化支援補助金 のお知らせ(2次募集)

お気軽にご相談下さい。
たくさんの申請をお待ちしています。



公益財団法人くれ産業振興センター

1 事業の目的

市内中小企業等が自ら行う技術の高度化, 新分野への進出及び販路拡大等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより, 地域産業の活性化を促進する事を目的とした事業です。

2 補助対象者

呉市内に主たる事業所又は支店等を有する中小企業等(次の(1)(2)(3)のいずれかに該当するもの)

- (1) 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定するもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が10億円以下の(1)に該当しないもの
- (3) (1), (2)のものが構成員となっている協同組合又は研究会, グループその他の団体であって, 次に掲げる要件をいずれも満たすもの
 - ア 規約, 会則, 構成員間の相互協定その他これらに準じるものが定められていること。
 - イ 名簿などにより構成員が明確とされていること。
 - ウ 構成員の2分の1以上が大企業又はその役員若しくは従業員でないこと。

3 補助対象事業

新分野の市場を開拓することが期待される新規性, 優秀性, 独創性等に富んだ新技術, 新製品, 新サービス等の研究開発又は販路拡大事業で, 当該年度内に同一の事業について, 国, 県等の補助を受けていないもの。

*販路拡大事業とは…ホームページ改修費用・展示会等出展費用・新製品のカタログ作成費用・デザイン料・マーケティング費用等が該当します。

重点分野支援枠

- ① 地域資源活用分野
【呉地域の特産品(やすり・砥石・筆・自動車部品・船舶及び船舶用工業製品など), 農水産物及びその加工品など】
- ② 環境・エネルギー分野
【再生可能エネルギー技術, 省エネ技術, 地球環境保護技術, リサイクル技術など】
- ③ ロボット技術分野
【作業の自動化技術, 省力化技術, プログラミング技術, 検査技術など】
- ④ 医療・健康福祉分野
【医療・介護機器の開発・改良, 障害者・高齢者支援機器の開発・改良など】
- ⑤ 航空機産業分野
【先進加工技術, 超精密計測技術, 軽量化技術, システム・制御技術, 加工・組立技術など】

一般支援枠

【重点分野支援枠に該当しないもの】

4 補助率・補助額

重点分野支援枠: 補助対象経費の3/4以内・上限300万円以内

一般支援枠: 補助対象経費の2/3以内・上限300万円以内

5 補助事業期間・実績報告

- (1) 補助事業期間: 交付決定日(7月下旬予定)から平成31年2月28日(木)まで
- (2) 実績報告: 当該補助事業が完了した時は, 実績報告書(事業の決算書を含む)を提出する。

6 採択(補助の決定)の方法等

財団の定める申請書を提出するとともに、「くれ産業振興センター事業化可能性評価委員会」の審査(※)(7月12日(木))を経て、補助金の交付決定をします。

※申請内容について、原則10分程度の事業説明「プレゼンテーション」をしていただきます。

7 採択基準

新規性・優秀性・独創性・実現性・妥当性・地域産業への波及効果等について審査します。

8 受付期間

平成30年6月1日(金)～平成30年6月29日(金)

9 申請方法

- 申請書に必要な書類を添付し、「くれ産業振興センター」までお申し込み(郵便可)下さい。
(6月29日必着。直接持参は土・日・祝日を除く8:30から17:15まで受付。)
- 申請書は、当財団HPからダウンロードしてご利用下さい。
- 申請に際しては、必ず事前にご相談ください。

10 添付書類

(1) 法人の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 誓約書(申請者が暴力団等でない旨の誓約書)
- ③ 定款等の写し ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書(直近2期分) ⑥ 市税の滞納のない証明書

(2) 個人の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 誓約書(申請者が暴力団等でない旨の誓約書)
- ③ 事業活動の略歴を記載した書類 ④ 住民記載事項証明書
- ⑤ 呉市内に主たる事業所又は支店等を有することを証する書類
- ⑥ 個人の事業に関する資産、負債等及び収益、費用等を示す書類(直近2期分)
- ⑦ 個人について市税の滞納のない証明書

(3) 団体等の場合

- ① 地域産業活性化支援事業計画書 ② 規約、会則等の写し ③ 構成員名簿
- ④ 構成員の2分の1以上が呉市内に主たる事業所又は支店等を有する者であることを証する書類
- ⑤ 団体の事業に関する資産、負債等及び収益、費用等を示す書類(直近2期分)
- ⑥ 団体について市税の滞納がない証明書(非課税の場合は課税されていない旨を申し出る書面)
- ⑦ 団体の構成員のうち単独で補助対象事業者に該当する中小企業等に関する(1)又は(2)に掲げる書類

11 申込・問い合わせ先

公益財団法人くれ産業振興センター(担当:上本・田頭)
〒737-0004 呉市阿賀南2丁目10番1号(西部工業技術センター内1階)
TEL: 76-3766 FAX: 72-0333
E-mail: kuressc@kure-city.jp URL: <http://kuressc.or.jp/>

*ご相談・お問い合わせについては、担当までご連絡下さい。

補助対象経費

- ・使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できるもので、原則、交付決定後に発注し、補助対象期間中に支払いが完了するもの。※交付対象経費は別表を参照。
- ・実績報告の際に、補助対象経費の明細と支払いに関する見積依頼書・見積書・発注書・納品書・請求書・領収書及び支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書等の写しの提出があるもの。※提出されない場合は補助対象経費とすることができないことがあります。
- ・原則、銀行振込によって支払われるもの。
※やむを得ず他の方法で支払いをしなければならない場合は、ご相談ください。

《注意事項》

- ・経理は、補助事業単独で管理し、支払いをする際には、補助対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細を明確にする必要があります。
- ・補助金の支払いは、精算払いとし、補助事業終了後、実績報告書に基づいて額の確定後に行います。従って、補助金が支払われるまでの資金手当が必要です。
- ・消費税、地方消費税、振込手数料等は補助対象となりません。
- ・自社又は関連会社から調達等を行う際は、利益を排除した額を補助対象経費としてください。
- ・物品等の調達について、地域経済活性化を図るため、市内事業者に発注するよう努めてください。

別表（補助金の交付対象経費）

区分	内 容
謝金	外部専門家及び消費者モニター等へ支払う謝金
旅費	事業実施のために必要な旅費の実費、外部専門家等へ支払う旅費（グリーン車等の特別に付加される料金は対象外）
会場借料	研究会等の開催に必要な会場費及び見本市等の小間使用料（商品の販売を主な目的とする見本市等は対象外）
会場整備費	見本市等の小間装飾工事等の経費（商品の販売を主な目的とする見本市等は対象外）
印刷製本費	会議の資料、報告書等の印刷経費
消耗品費	事業実施のために必要な消耗品費
資料購入費	参考文献等を購入するための経費
通信運搬費	事業実施のために必要な郵便代、運送料等
広告宣伝費	新商品等の販売促進に必要な広告宣伝費用
通訳料・翻訳料	新商品等の販売促進に必要な通訳料、翻訳料
借損料	事業実施のために必要な機器のリース料等
特許権等産業財産権取得費	特許権等の取得に要する弁理士費用（出願手数料、審査請求手数料、登録料等特許庁に支払う経費は対象外）
コンサルタント料	事業の診断、従業員の教育訓練等の費用
機械装置又は工具・器具・備品購入費	試作品等の製造（改造を含む）に必要な機械装置等の購入費用及びリース料（ただし、補助対象経費の5割以内まで）
原材料費	試作品等の原材料費（販売目的以外）
委託費	設計（デザイン料を含む）・試作・研究開発等の委託に要する経費（ただし、補助対象経費の5割以内まで）
分析試験費	製品の成分等を公設試験研究機関等で分析・証明する経費
その他	上記項目以外で、事業実施に際し理事長が特に必要と認める費用